

〇都城市小中学校共同実施事務支援室運営要綱

平成28年2月18日

都教委訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、都城市立学校管理運営規則(平成18年都教委規則第17号)第78条第3項及び都城市立小中学校事務処理の効率化に関する共同実施組織運営要綱(平成17年度都教委訓令第8号。以下「要綱」という。)第4条第2項に基づき、都城市立小中学校(以下「学校」という。)における事務及び業務の効率化並びに学校運営と共同実施組織に関する支援を行う目的で設置する共同実施事務支援室(以下「支援室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 支援室は、学校の事務職員等で構成する。

- 2 支援室は、共同実施中心校(以下「中心校」という。)の中から教育委員会が指定する学校内に置く。
- 3 支援室に室長、副室長及び室員を置く。

(業務)

第3条 支援室の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 都城市共同実施支援室計画の作成に関すること。
- (2) 情報収集及び提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要綱第7条第2項に規定する連絡協議会が特に必要と認めたもの。

(室長)

第4条 室長は、地区共同実施主任の中から事務主幹をもって充て、教育委員会が任命する。

- 2 室長は、支援室の所掌事務をつかさどる。

(副室長)

第5条 副室長は、支援室が設置された共同実施組織以外の共同実施主任の中から教育委員会が任命する。

- 2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 室長は、支援室の円滑な運営を図るため、共同実施主任と協議する。

- 2 室長は支援室運営計画を作成し、連絡協議会において協議後、教育委員会に報告しなければならない。
- 3 室長は、支援室運営計画を変更する場合には、教育委員会に報告し承認を受けなければならない。
- 4 室長は、支援室において処理した事務とその運営について、連絡協議会において総括し、年度末に教育委員会へ報告しなければならない。

(服務)

第7条 支援室に勤務する事務職員の服務については、支援室設置校の校長が監督する。

- 2 校長は、事務支援が必要な学校及び共同実施組織への出張を命ずることができる。ただし、旅費の負担については、支援室設置校と事務支援が必要な学校の校長の双方で協議するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。